

# 第5章

## 重点整備地区における整備目標

### 1. 重点整備地区における整備目標の考え方

平成 18 年に施行されたバリアフリー新法では、建築物等と交通施設の一体的なバリアフリー化を推進することとされています。

このため、本章ではバリアフリー新法の対象となる旅客施設、車両等、建築物、路外駐車場、都市公園、道路、信号機等について重点整備地区の整備目標を定め、バリアフリー化の方向性を示します。

本整備目標は平成 14 年度に策定した神戸市交通バリアフリー基本構想の内容を基本としつつ、現地踏査で新たに得られた課題の解決を図るため、下記の「施設整備の際に準拠する基準」を参考に作成したものです。また本整備目標は、本基本構想で得られたバリアフリー上の課題を包括的に解決するための指針であり、各施設設置管理者等が問題意識を共有するためのものです。

そのため、一部の施設設置管理者においては既に解消済であるものや構造上等の理由により短期的に解決できない内容も含むものですが、これらのうち具体的に事業実施が見込まれるものについては6章以降の「特定事業等に関する事項」で位置づけ、事業実施に取り組むこととし、課題として残されるものについては、継続的な取り組みや今後の見直しの中で実現に向け努力するとともに、具体化した段階で順次特定事業に位置づけることとします。

また、本整備目標は全ての整備項目を含んではおらず、整備目標で位置づけていない整備項目や整備の詳細仕様等については、本整備目標に加え、国の定める移動等円滑化基準のほか、各種ガイドライン、各施設設置管理者の内部規定等に基づき整備に取り組むこととします。

#### 【施設整備の際に準拠する基準等】

##### <移動等円滑化基準等>

○公共交通移動等円滑化基準	(平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 111 号)
○建築物移動等円滑化基準	(平成 18 年 12 月 8 日制定/政令第 379 号第 10 条)
○建築物移動等円滑化誘導基準	(平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 114 号)
○都市公園移動等円滑化基準	(平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 115 号)
○路外駐車場移動等円滑化基準	(平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 112 号)
○道路移動等円滑化基準	(平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 116 号)
○道路移動等円滑化占用基準	(平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 117 号)
○バリアフリー信号機等基準規則	(平成 18 年 12 月 8 日制定/国家公安委員会規則第 28 号)

<ガイドライン等>

- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (平成19年7月発行/国土交通省)
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (平成19年発行/国土交通省)
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成20年2月発行/国土交通省)
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン (平成23年8月発行/財団法人国土技術研究センター)
- 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル (平成21年3月改定/神戸市)

<兵庫県条例等>

- 福祉のまちづくり条例・施行規則 (平成22年12月16日改正)
- 福祉のまちづくり条例逐条解説(特定施設整備編) (平成23年6月)

## 2. 施設別の整備目標

### (1) 旅客施設

#### ①移動円滑化された経路の確保

- 駅の出入口からプラットフォームへ通じる経路については、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が、可能な限り単独でアプローチできるよう、必要な幅員や明るさを確保するとともに、エレベーターなどの移動を支援する設備の整備を行います。
- 移動円滑化された経路は、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)について乗降場ごとに1以上整備するよう努めるとともに、他の経路についても可能な限り整備に努めるものとします。

#### ②誘導案内設備の整備

##### <視覚障がい者等の誘導等>

- 駅の出入り口からプラットフォームまでの導線について、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。
- 券売機、エレベーター、出口へつながる階段、トイレ、改札口、触知案内板など視覚障がい者にとって特に必要な施設については、点字や視覚障害者誘導用ブロックに加え、必要に応じて音声案内等による誘導を行います。
- 主要な設備以外でも必要に応じて点字による案内を行います。
- 視覚障害者誘導用ブロックの新設にあたっては、黄色を基本とし床面との明度差が確保されるよう配慮するとともに、施設利用者の滞留や障害物を考慮するなどし、JIS規格による適正な敷設に努めます。また、既存施設についても、大規模改修等にあわせ、JIS規格による整備等適正な敷設に努めます。

○エスカレーターの前、階段・スロープの始末端部には点状ブロックを敷設します。

#### ＜情報案内設備の整備＞

○エレベーター、トイレなどの主要な設備の案内、路線案内、時刻表、運賃案内、旅客施設周辺案内、他社線などに関する案内は、ピクトグラムの活用や文字の大きさ、配色の配慮、かなや外国語の併記など、誰にでも見やすくわかりやすい案内に努めます。

○可能な限り、案内サインは生活関連経路と連続性のあるものとし、わかりやすい位置への配置に努めます。

○運行情報案内表示器については、文字及び音声により提供するとともに、平常の運行情報をはじめ、事故・遅延等の緊急情報も提供することとし、可能な限り具体的な情報提供に努めます。

○緊急時など一時的な案内表示も可能な限り大きく見えやすい文字の大きさで表示します。

○広告物の掲示においては、情報案内設備などの重要な情報を阻害しないよう掲示方法などに留意します。

#### ③高齢者・障がい者等に対応した設備の整備

○エレベーター、エスカレーター、スロープ、手すり、トイレ、改札口、券売機、階段等の設備は、車いす使用者をはじめ、多くの人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、必要に応じて改修の検討を進めます。

○トイレについては、車いす対応のほか、おむつ交換シート、オストメイト対応の水洗装置等を設置した多機能トイレの整備に努めます。また、異性介護の必要性などに配慮し、可能な限り大人も利用できる大型多目的シートの導入についても検討を進めるとともに、扉部に誰でも利用できる旨を表記します。

#### ④プラットホームにおける安全対策

○プラットホームには、視覚障がい者の転落を防止するため、点状ブロックを敷設するとともに、内方線、端部への転落防止柵等を設置します。また、有効な転落防止策であるホームドア等の設置についても、国の指針に準じ、今後の導入について検討を進めます。

○文字及び音声による列車接近警告設備等を整備します。

#### ⑤車両等のバリアフリー化

##### ＜鉄道車両等＞

○車いすスペースの設置、文字及び音声による運行情報提供設備の設置、連結部の転落防止設備の設置、弱冷車両の導入等を進めます。

##### ＜バス車両＞

○低床バスの導入、車いすスペースの設置、文字及び音声による運行情報提供設備の設置、筆談具・コミュニケーションボード等の導入を進めます。

### <タクシー車両>

○車いす又は寝台等により乗車できるタクシー車両の導入と一般車両にも筆談具・コミュニケーションボード等の導入を進めます。

### ⑥ その他

○旅客施設内で、駅員等が適切な対応を行うことができるよう、効率的な職員の配置と職員の教育訓練を充実します。

○バリアフリー化された施設が常に利用しやすい状態となるよう適切な維持管理を行うとともに、バリアフリー化された設備を利用いただけるよう周知します。

○音声案内の内容やボリュームなど、整備に関する詳細な指針が示されていないバリアフリー化施設の整備においては、可能な限り当事者の意見聴取を行いながら整備に努めます。

○「耳マーク」など障がい者に関するマーク等をわかりやすい位置に掲示し、配慮ある対応が図られるようにします。

## (2) 建築物

### ① 移動円滑化された経路の確保等

○道路等の出入り口及び車いす使用者用駐車施設から建物出入口へ通じる経路については、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が、可能な限り単独でアプローチできるよう、必要な幅員を確保するとともに、スロープなどにより段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面を確保します。

○移動円滑化された経路は、一般的な経路（主動線）について整備するよう努めます。また、やむを得ず一般的な経路で整備が困難な場合は、わかりやすい位置に経路の案内図を表示するよう努めます。

○正面玄関及び車いす使用者用駐車施設など車いす使用者が利用すると考えられる主要な出入口については自動扉又は引き戸を基本とし、また、自動扉とした場合は十分な通過時間を確保します。

○スロープや階段では可能な限り両側に手すりを設けることとし、通路部では特に必要性の高い部分について手すりを設置します。

○出入口や段差などでやむを得ずバリアフリー化できない場合は、インターホンを設置するなどにより職員等による移動支援を行います。

○経路上にある障害物、段鼻、スロープ斜面、見えにくいガラス扉については視認性の向上を図ります。

○不特定多数の利用が見込まれる通路・設備等では、必要な明るさを確保するよう努めます。

## ②誘導案内設備の整備

### <視覚障害者誘導用ブロック等の敷設>

- 道路等の出入口から建物出入口付近の触知案内板、または受付案内までの導線について、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。
- 視覚障がい者にとって特に必要性の高い施設については、正面出入口付近において音響案内等による誘導を行います。
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設にあたっては、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいものとし、JIS規格による整備を進めます。
- スロープや階段の上下端部及び踊り場には、原則点状ブロックを敷設します。

### <情報案内設備の整備>

- エレベーター、トイレなどの主要な設備の案内は、ピクトグラムを活用や文字の大きさ、配色の配慮、かなや外国語の併記など、誰にでも見やすくわかりやすい案内に努めます。
- 施設設置管理者は、多機能トイレやエレベーターなどが利用できない場合、近隣施設に利用可能な設備がある場合に、その旨を案内します。
- 施設内の案内設備は、全ての利用者にわかりやすい設置位置、表示内容、仕様となるよう配慮します。

## ③高齢者・身体障がい者等に対応した設備の整備

- 視覚障がい者にも分かりやすい情報案内、車いす使用者にも利用可能なスペースの確保など、様々な利用者に配慮したエレベーターの導入を進めます。
- 非常時の避難誘導等については、施設内の必要な箇所に、文字での表示やフラッシュ等、聴覚障がい者の利用に配慮した情報伝達設備、避難誘導設備の導入を進めます。
- 一般トイレ内においても高齢者、障がい者等の利用に配慮します。(例：洋式便座・手すり・開閉しやすい扉・水洗ボタン配置・ベビーシートなど)
- トイレの整備については、車いす使用者用、オストメイト機能付き、乳幼児用設備や大型多目的シート付き、または、それらを組み合わせた多機能トイレ(こうべ・だれでもトイレなど)を利用者のニーズに合わせて適切に整備するよう努めるとともに、照明スイッチの高さや水洗ボタンの位置など利用しやすさにも配慮します。
- ATM や冷水器、自動販売機などバリアフリー化への対応が義務づけられていない設備に関しても、可能な限り高齢者、障がい者等に対応した構造のものの導入を進めます。

## ④車いす使用者用駐車場の整備

※路外駐車場の方針と同じとします。

## ⑤ その他

- 施設内で、職員等が適切な対応を行うことができるよう、効率的な職員の配置と職員の教育訓練を充実します。
- バリアフリー化された施設が常に利用しやすい状態となるよう適切な維持管理を行うとともに、バリアフリー化された設備を利用いただけるよう周知します。
- 音声案内の内容やボリュームなど、整備に関する詳細な指針が示されていないバリアフリー化施設の整備や障がい者等が特によく利用する施設を改修する場合には、可能な限り当事者の意見聴取を行いながら整備に取り組みます。
- 「耳マーク」など障がい者に関するマーク等をわかりやすい位置に掲示し、配慮ある対応が図られるようにします。

## (3) 都市公園

### ①移動等円滑化園路の確保

- 都市公園の出入口から公園内の主要な施設を結ぶ経路のうち、利用者の最も一般的な移動経路となる園路については、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が、可能な限り単独でアプローチできるよう、必要な幅員を確保するとともに、移動上支障となる勾配の緩和や段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面とします。
- 階段の終始端部に近接する路面および踊り場には、注意喚起のため、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を設置します。
- 階段や階段に併設したスロープでは、可能な限り両側に2段の手すりを設けることとします。

### ②トイレ

- トイレを設置する際は、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすい構造の便房を設けるとともに、円滑な利用に適した構造であることを表示するピクトグラムを設置します。

### ③案内情報設備の整備

- 必要に応じて、主要な出入口付近などのわかりやすい位置に施設の配置案内図の設置を進めます。

※他の関連する項目については、建築物及び路外駐車場の整備目標を適用します。

#### (4) 路外駐車場

##### ①移動円滑化された経路の確保等

○車いす使用者用駐車施設から建物出入口又は道路等の出入口へ通じる経路については、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が、可能な限り単独でアプローチできるよう、必要な幅員を確保するとともに、スロープなどにより段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面を確保します。

○車路と接する歩行者用通路部は、色の差等を設けることにより視覚的な分離を図ります。

##### ②案内設備の整備

○駐車場出入口がわかりづらい施設では、出入口への誘導サインを設置します。

○車いす使用者用駐車施設の設置場所は、ドライバーにもわかりやすいよう経路案内を表示します。

○駐車場へとつながる出入口の扉で、扉の向こう側が見えづらく車路が近接している場合には、扉の前面にその旨を表示します。

##### ③車いす使用者用駐車施設の整備

○車いす使用者用駐車施設は、建物出入口又は道路等の出入口付近など利用しやすい位置に設置します。

○駐車施設の数 は 1 台以上としますが、必要に応じて 2 台以上の設置を進めます。

※他の関連する項目については、建築物の整備目標を適用します。

#### (5) 道路等

##### ①歩道等

○歩道や自転車歩行者道、自由通路等では、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が、可能な限り単独でアプローチできるよう必要な幅員を確保するとともに、移動上支障となる勾配の緩和や段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面を確保します。

○生活関連施設を結ぶ経路では、視覚障害者誘導用ブロックを連続して設置するとともに、生活関連施設やバス停への誘導を行います。また、視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格のもので、黄色を標準とし、周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいものを使用します。

○主導線上にある側溝蓋やグレーチングは、排水上支障のない場合に限り、小さな蓋穴のものや目が細く滑り止め対策を施したのものへと改修を進めます。

○坂道が連続する路線では、ベンチなどの休憩施設や手すり等を設けます。

○情報案内板については、ユニバーサルデザインに対応した構造とし、表示については、外

国語の併記、ピクトグラムの掲載等を行い、誰にでも見やすく分かりやすいサインとなるよう努めます。

## ②バス停

○バス停留所では、低床バスの床面の高さに合わせて、歩道等の高さは15cmを標準とします。

○バス停へのベンチ及び上屋の設置、文字の大きさに配慮した時刻表や行き先表示など、見やすくわかりやすい案内表示に努めます。

## ③その他

○バリアフリー化された箇所が常に利用しやすい状態となるよう、適切な維持管理を行います。

## (6) 信号機等

### ①信号機、標識等

○必要かつ整備可能な箇所に、視覚障がい者等に対応した音響機能を有する信号機や高齢者、障がい者等に対応した歩行者用青時間延長機能を有する信号機を整備し、道路の横断の安全を確保します。

○歩行者用信号機の青時間を延長させる押しボタン箱に気づきやすくなるよう、微弱音の調整を行います。

○歩行者の安全な通行空間を確保するための必要な道路標識、道路標示を整備します。

### ②その他

○重点整備地区内の違法駐車車両の取締り及び違法駐車防止のための広報・啓発活動を実施します。

○音声案内の内容やボリュームなど、整備に関する詳細な指針が示されていないバリアフリー化の整備においては、可能な限り当事者の意見聴取を行いながら整備に努めます。

○バリアフリー化された箇所が常に利用しやすい状態となるよう、適切な維持管理を行います。

## (7) その他

### ①駅前広場

○車いす利用者等も安心して乗降できるよう、駅の出入口に可能な限り近くなる位置に障がい者用停車施設を整備します。

②心のバリアフリーの普及、マナー向上のための対策

○施設や設備、通路をより使いやすく維持していくために、施設職員や市民一人ひとりが高齢者、障がい者等に対する理解を深め、必要に応じた助けができるよう、普及啓発を実施します。

○バリアフリー工事を実施する際は、地域の方々に対し、工事内容だけでなく工事の必要性を併せて伝えることにより、心のバリアフリーの普及に努めます。

○通行の障害になっている放置自転車、違法看板類の撤去を実施するとともに、マナー向上のための広報・啓発活動を実施します。また、違法駐車防止のための広報・啓発活動を実施します。